

住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
テレワークの推進に係る要請等について（依頼）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

令和 2 年 4 月 7 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出され、4 月 16 日に開催されました第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を 5 月 6 日までの残りの期間で終えるためには、最低 7 割、極力 8 割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言がありました。

つきましては、最低 7 割、極力 8 割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県※における住宅宿泊管理業者様は、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低 7 割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの推進に取り組んで頂きますよう、お願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の都道府県における住宅宿泊管理業者様は、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んで頂きますようお願いいたします。

※特定警戒都道府県

東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の 13 都道府県

<参考>

・緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。」とされているところ、宿泊事業者に対しても「三つの密（※）」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めるとされています。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 4 月 16 日変更）（抜粋）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密（※）」をさけるための取組を講じていただきつつ、事業者の継続を求める。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）

※密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件のこと。

○新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局建政部建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511